（様式８）

１　インスタグラムの運営について

|  |
| --- |
| (1)「 業務説明書」の「３ 業務内容」に記載のインスタグラムの具体的な運営イメージ及び１年間の事業予定やフィード等の作成・投稿スケジュール。 |
|  |

|  |
| --- |
| (2) 提案書作成要領７(3)ア(ｲ)に記載の、フィード及び広告案。また、それぞれのねらいやポイント。 |
|  |

|  |
| --- |
| (3) 保育士確保事業における横浜市及び他都市の状況を分析したうえで、ターゲットに訴求すべき横浜市ならではの魅力について。 |
|  |

|  |
| --- |
| (4) フィード等の作成にかかる運営費用と広告にあてる費用の内訳など、本事業全体における予算配分計画。 |
|  |

|  |
| --- |
| (5) インスタグラムを運営するにあたり、ターゲットとなる保育士養成校の学生や求職者等に対して、当アカウント及び本市の保育士確保事業をＰＲし、フォロワー数や閲覧数を向上させる手法。 |
|  |

（様式９）

２　自治体事業の理解度

|  |
| --- |
| 自治体がインスタグラムを用いて広報活動を行う趣旨や効果。 |
|  |

（様式10）

３　過去３年間の業務実績に基づく本事業の運営

|  |
| --- |
| 過去３年間の同種又は類似事業実績及び事業実績を生かした本事業の効果的な運営について。類似事業の実績がない場合は、過去３年間の類似事業以外の実績を生かした本事業の運営について  （類似事業の例：インスタグラム以外のSNSの運営受託・投稿の代行、SNSでの広告） |
|  |

（様式11）

４　業務実施体制

(1)プロジェクト管理者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 部署・  役職 | 保有資格等 | 担当する予定の  分担業務内容 |
| プロジェクト  管理者 |  |  |  |  |

　※部署・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載すること。

　※プロジェクト管理者が担当者を兼ねる場合は、その旨を「担当する予定の分担業務内容」欄に記載すること。

|  |
| --- |
| (2) その他のスタッフの体制及び連絡体制について |
|  |
|
|
|
|
| (3) その他運営体制について特記すべき事項 |
|  |

（様式12）

５　ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組

該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付してください。

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員101人未満の場合のみ加算）

□　策定し、労働局に届け出ている。

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。）

□　策定していない、又は策定しているが従業員101 人以上

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員301人未満のみ加算）

□　策定し、労働局に届け出ている。

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。（受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。）

□　策定していない、又は策定しているが従業員301人以上

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）又は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）若しくは、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得

□　取得している、又は認定されている。

※次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は、「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）を取得している場合は、「認定通知書の写し」を提出すること。

□　取得していない、又は認定されていない。

(4) よこはまグッドバランス賞の認定の取得

□　取得している、又は認定されている。

※「取得している、又は認定されている」を選択した場合、「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」を提出すること。

□　取得していない、又は認定されていない。

(5)　障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成

　　　□　障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3％を達成している。(従業員43.5人以上の事業者)

※「達成している」を選択した場合、ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書（事業主控）」の写しを提出すること。

□　従業員43.5人未満の事業者で、障害者を１人以上雇用している。

※雇用している労働者の定義は「１週間の所定雇用時間が20時間以上で、１年以上継続して雇用される者（見込みを含む）」をいう。

　　　□　達成していない（従業員43.5人以上）又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）。

(6)　 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。

□　取得している、又は認定をされている。

※「取得している、又は認定されている」を選択した場合、「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」を提出すること。

□　取得していない、又は認定されていない。